

11月・12月の「がん検診・特定健診」のお知らせ

【検診会場】市保健センター（ミリカホール）

がん検診・特定健診を希望される方は、検診日を指定して電話にてお申し込みください。受付時間帯や検診対象要件など詳細についてはお申し込みの際にご確認ください。申込者には問診票をお送りします。

※完全時間予約制です。定員になり次第締め切らせていただきます。事前予約者限定の検診となっています。

■検診日および受付時間 ※詳しい受付時間については申し込みの際にご確認ください。

検診日	胃がん	肺がん	大腸がん	特定健診	受付時間
11月 22日(日)	○	○	○	○	午前
12月 11日(金)	○	○	○	○	
12月 21日(月)	○	○	○	○	

がん検診共通事項

70歳以上の方は、無料になります。

下記の方は申請により費用の免除を受けることができます。

- ・65歳から69歳までの方で障がいがあり後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方
- ・生活保護受給者の方
- ・市民税非課税世帯（世帯全員が非課税）の方

【申込先】徳島県総合健診センター ☎088・678・3557

午前8時30分から午後4時まで(土日祝日は除く)

※検診実施日2週間前からの申し込みは市保健センターへご連絡ください。

♥レディース検診【女性限定】

検診日	乳がん	受付時間
11月 17日(火)	○	午後



【申込先】市保健センター ☎32・3551

午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日は除く)

【お問い合わせ先】市保健センター（ミリカホール内）☎32・3551 または ☎32・2500/FAX32・4145

Mail: hokencenter@city.komatsushima.i-tokushima.jp

ご存じですか？ 障害者差別解消法

この法律では、障がいを理由とした不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めています。そのことによって、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会をめざしています。

不当な差別的取り扱い

障がいを理由にして、正当な理由もなくサービスの提供の拒否、または制限をすることです。正当な理由がある場合は、障がいのある人にその理由を説明し理解を得ることが大切です。

【例】

- 障がいを理由に、お店への入店やサービスの提供を断る。
- アパートを借りようとしたとき、障がいを理由に断る。
- 本人を無視して介護者や支援者にだけ話しかける。

合理的配慮

障がいのある人から、何らかの配慮を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。「特別扱い」や「優遇」と違い、サービスを受けるために必要な配慮です。

【例】

- 障がいのある人の障がい特性に応じて座席を用意する。
- 知的障がいのある人に対してわかりやすい言葉を使ったり、イラストを使って補足する。
- 段差があり車いすが利用できない場合に、スロープなどを使って補助する。
- 代筆を求められたときに、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。

【障害者差別解消法に定められた差別解消のための取り組み義務】

	国・都道府県・市町村などの役所	会社やお店などの事業者
不当な差別的取り扱い	禁止	禁止
合理的配慮	法的義務	努力義務

【お問い合わせ先】市介護福祉課障がい福祉担当（市役所1階⑨番窓口）

☎32・2279 / FAX35・0272 / Mail:s-kaigo@city.komatsushima.i-tokushima.jp